

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第35号

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(22)まで <省略> (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで <省略>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(22)まで <省略> (23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。